## 米国:拡大版ファーストアクションインタビュー試験プログラムについて

USPTO は、2008 年 4 月より出願人に対して First Action 発令前に審査官とインタビューする機会を与える試験プログラム(First Action Interview Pilot Program)を導入していました。この従前の試験プログラムの詳細につきましては、USPTO の以下の HP をご参照下さい。

http://www.uspto.gov/web/offices/pac/dapp/opla/preognotice/faipp\_original.htm

このたび USPTO は、2009 年 10 月 1 日より対象技術分野の拡大等を含む新たな試験 プログラム(Enhanced Pilot Program)の実施を開始しました。この新たな試験プログラムは、2010 年 4 月 1 日まで実施されます。

本試験プログラムでは、試験プログラムへの参加が可能であるとの通知をUSPTOから 受領した出願人は、ファーストアクションインタビューをリクエストすることができます。新 たな試験プログラムでは、従前と比べて対象となる技術分野等が拡大したため、試験 プログラムに参加可能な出願が増加することになります(従前からの変更点1)。

ファーストアクションインタビューのリクエストを行った出願人は、審査官によるサーチの結果、特許性ありと判断された場合には許可通知を受領することができますが、サーチの結果、拒絶理由ありと判断された場合には、Pre-Interview Communication を受領することになります。Pre-Interview Communication を受領した出願人は、30日の応答期間内にインタビューへの参加/不参加を USPTO に通知します。従前、この応答期間は延長することができませんでしたが、新たな試験プログラムでは1ヶ月延長することが可能となりました(従前からの変更点2)。

また、従前の試験プログラムでは、試験プログラムにしたがいすべての手続を行う必要がありましたが、新たな試験プログラムではプログラム参加者の選択の幅が広がり、以

下の4通りの対応を取ることが可能となりました(従前からの変更点3)。

- (i)試験プログラムにしたがいすべての手続を行う。
- (ii)Pre-Interview Communication に対する応答としてインタビューをリクエストしないことを表明するか、または Pre-Interview Communication に対して応答しない→First Action を受領→応答書提出→Second Office Action を受領(FINAL となる可能性あり)。
- (iii)Pre-Interview Communication に対して、インタビューをリクエストしないことを表明するとともに CFR1.111(b)にしたがう応答書を提出する→Second Office Action を受領 (FINAL となる可能性あり)。
- (iv) Pre-Interview Communication に対する応答としてインタビューをリクエストした後、インタビュー中に補正案の受け入れを要請→インタビューサマリー受領→Second Office Action を受領(FINAL となる可能性あり)。

なお、従前は Pre-Interview Communication に応答しなかった場合および期限内にインタビューを行わなかった場合には、出願は放棄となりましたが、上記の通り新プログラムでは、出願の放棄の代わりに First Action が発令されることになりました(従前からの変更点4)。

上記新プログラムの詳細は、USPTO の以下の HP をご参照下さい。

http://www.uspto.gov/web/offices/pac/dapp/opla/preognotice/faipp\_enhanced.htm

以上